

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

令和2年6月30日

宮城県気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班

障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について

○社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)

(令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

○障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について

(令和2年5月4日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

※新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の通知(障害福祉サービス事業所等関連)については次のURLで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について

○基本的な考え方

地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大した場合、重症者のための入院医療の提供を優先して確保する観点から、軽症者等については、入院しない場合があり、障害者支援施設を利用する障害者についても、この考え方は同様である。

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について

○施設内での療養の事前準備

- 施設内で療養することに備え、生活空間等の区分けや必要な物品の確保方法などの検討
- 手指衛生方法や個人防護具の取扱いなどの感染防止策について、職員へ周知徹底

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について

- 手指衛生方法、生活空間等の区分け（ゾーニング）の考え方、個人防護具の着脱方法の参考動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について

○施設内での療養を行う利用者が発生した場合の流れ

(1) 検査結果確定までの流れ

PCR 検査の結果が出るまでは、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」などに基づき対応。

(2) 濃厚接触者の調査等

保健所による濃厚接触者となる入所者等の特定。

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について

(3) 利用者の受け入れ

- ①生活支援の際の留意点
- ②利用者の健康管理
- ③情報の共有
- ④食事の提供体制の確保
- ⑤衣類の洗濯、リネン類の洗濯

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

○新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)

(令和2年6月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

○新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(その1)

(令和2年6月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)